

令和5年5月2日

市内小中学校保護者 様

美濃市教育委員会教育長

5月8日以降の新型コロナウイルス感染防止対策について

日頃より学校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

みだしのことにつきまして、国や県からの方針を受け、各小中学校に対して美濃市教育委員会としての基本方針を通知いたしました。

つきましては、以下のことについてご確認いただき、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 令和5年5月8日以降の基本的な構え

- (1) 感染拡大が心配されない平時は、感染症拡大防止のための教育活動の制限をしません。
- (2) 換気と手洗いを継続します。マスクの着用は、個人の判断によるものとします。

2 お子さんの健康状態の把握について

- (1) 今後もお子さんの健康状態の把握に努めてください。

【継続】登校する前の検温と健康状態の確かめ

【廃止】これまでの健康チェックカード

- ・お子様が健やかに学校生活を送る上で、また、誰もが安心して学校生活を送る健康状態を把握することは大切なことです。体調が普段と異なる場合は、医療機関で受診して自宅等で療養してください。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、出席停止となります。

【期間の目安】症状が出た日を0日として5日目まで

【書類不要】出席停止に伴う感染証明、出席停止後に登校するための陰性証明は不要。

- ・5日目になっても症状がある場合 症状が軽快になってから24時間後まで療養してください。

- (3) 新型コロナウイルス感染症への感染が不安で自宅待機をする場合、出席停止の扱い

- ・これまでどおり合理的な理由があると校長が認めれば、欠席にはならず出席停止となります。

- (4) 今後は、「濃厚接触者」の特定なし、自宅待機の要請なし。

- ・まず第一に、お子さんの健康を優先してください。

- (5) 学校への連絡

- ・どの理由であっても、欠席や遅刻・早退をされる場合は、必ず学校へ連絡してください。